

貴社の新商品を盛岡地区で試験販売し、手応えを確かめてみませんか？

チャレンジ・ショップ 出店者募集のお知らせ

【主催】(公財)いわて産業振興センター

期間 平成25年6月～平成26年2月末

場所 イオンモール盛岡南「いわて活菜横丁・結いの市」内
チャレンジ・スペース

- 事業対象者**
- 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者
 - 岩手県内において創業しようとする個人及びグループ
 - 農林水産物及びその加工品の生産者等
 - その他、いわて産業振興センターが適当と認める者

使用可能面積および1事業者あたりの出店限度日数

- 5m×3.2m、最長7日間(間が空いても可)まで調整します。

● 詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.joho-iwate.or.jp/challengeshop/>

消費者ニーズや商品評価の把握にご活用ください！



イオンモール盛岡南1F

お問い合わせ

- 空き日程の確認、申込：(一社)遠野ふるさと公社(チャレンジ・スペース管理者) ☎019-631-3137
- 制度についての確認：(公財)いわて産業振興センター産業支援グループ ☎019-631-3823

※この事業は「いわて希望ファンド」の助成を受けて実施しています

厚生労働省／岩手労働局からお知らせ

確認しましょう！最低賃金

岩手県最低賃金が、平成25年10月27日(日)より時間額653円から**665円**に改正されました。

- 岩手県内で働くパートタイマー・アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。
 - 賃金額が、時間額665円を下回っている場合は、発効日から時間額665円以上となるよう賃金額を改正する必要があります。
 - 岩手県最低賃金(地域別)のほか、産業別最低賃金が5つ設定されています。
- 詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室(TEL:019-604-3008)へお問い合わせください。

《適用対象労働者》

全ての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等含む)に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

《対象となる賃金》

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

《岩手県最低賃金と特定(産業別)最低賃金》

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。

※中小企業事業主のみなさんに、計画的な最低賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」制度があります(業務改善の経費の1/2、5万～100万円)。

必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も。

最低賃金制度 検索



お問い合わせ先 岩手県最低賃金総合相談支援センター(TEL:019-651-2373)